

保税業務担当者研修会

令和6年3月5日

神戸税関監視部保税地域監督官

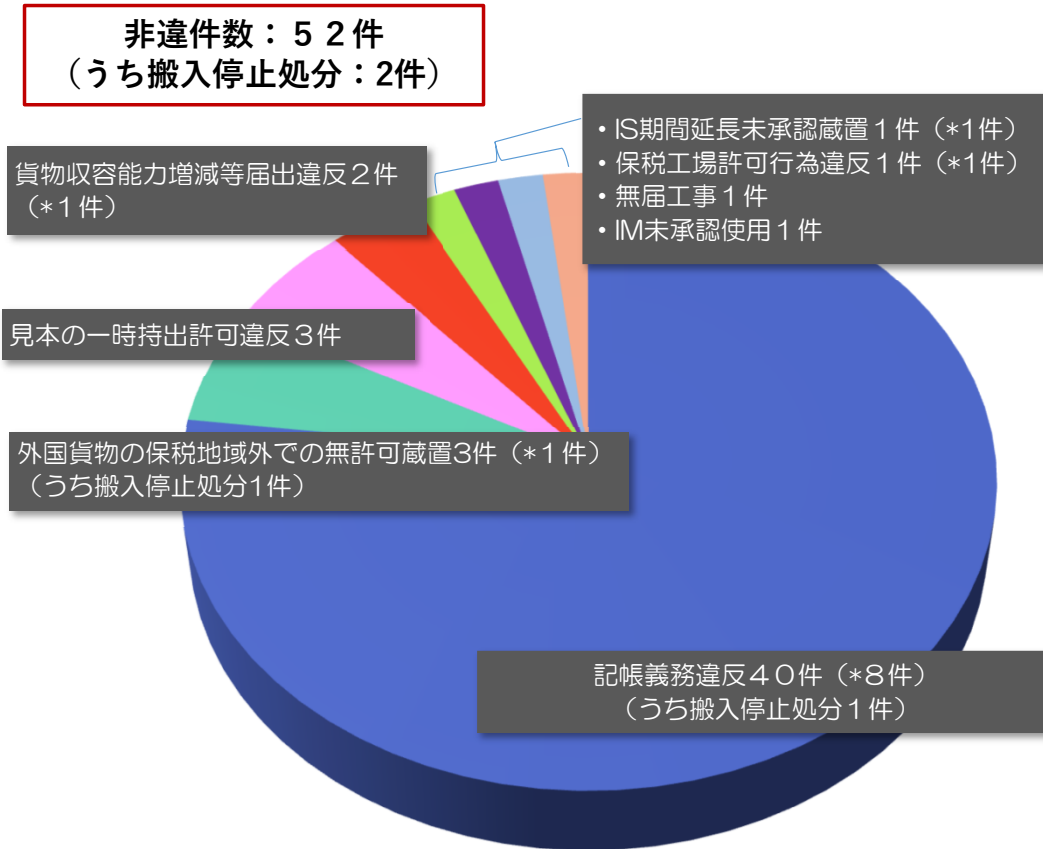
2024.3.5 保税業務担当者研修会
(公財) 日本関税協会神戸支部
神戸地区保税会

目次

1. 最近の保税非違の概要について
2. 保税制度について
 - ◆外国貨物を置くことができる期間
 - ◆貨物の収容能力の増減・工事届
3. 保税制度に関するアンケート調査結果
4. 保税業務検査等における非違事例及び原因等

1. 最近の保税非違の概要について

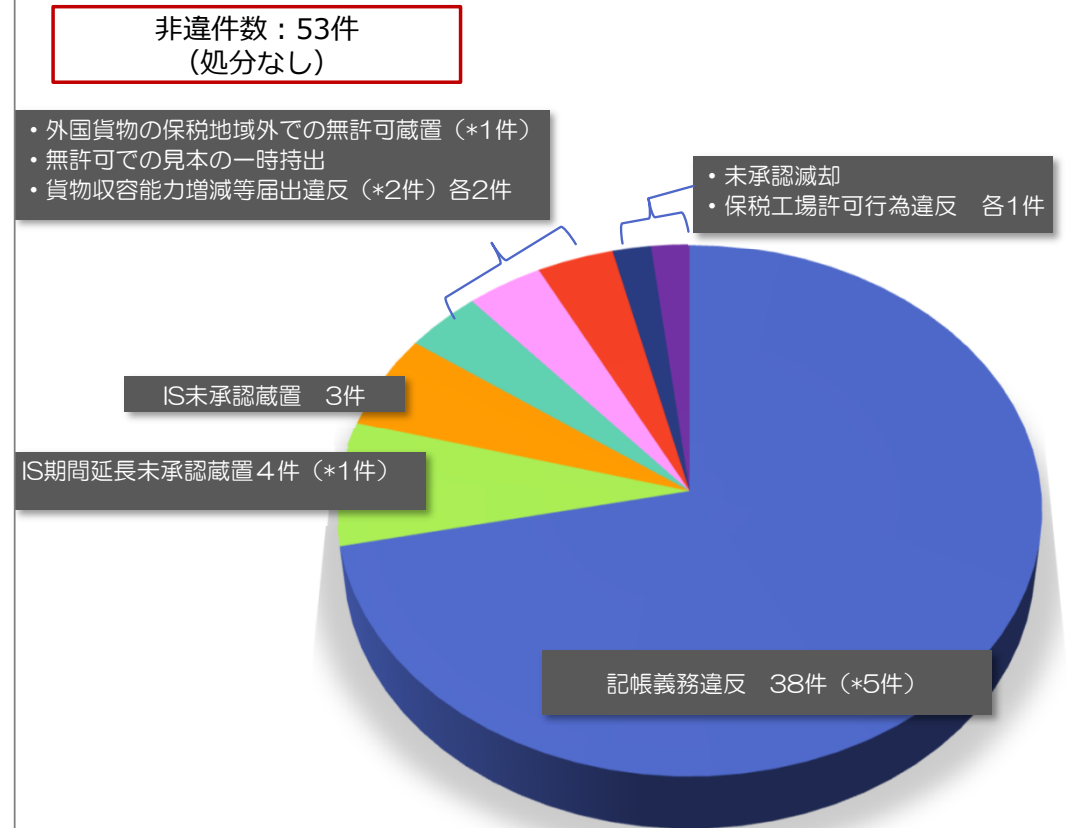
◆令和4事務年度における全国保税非違の発生状況



***処分になり得た件数（12件）**

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

(参考) 令和3事務年度における全国保税非違の発生状況



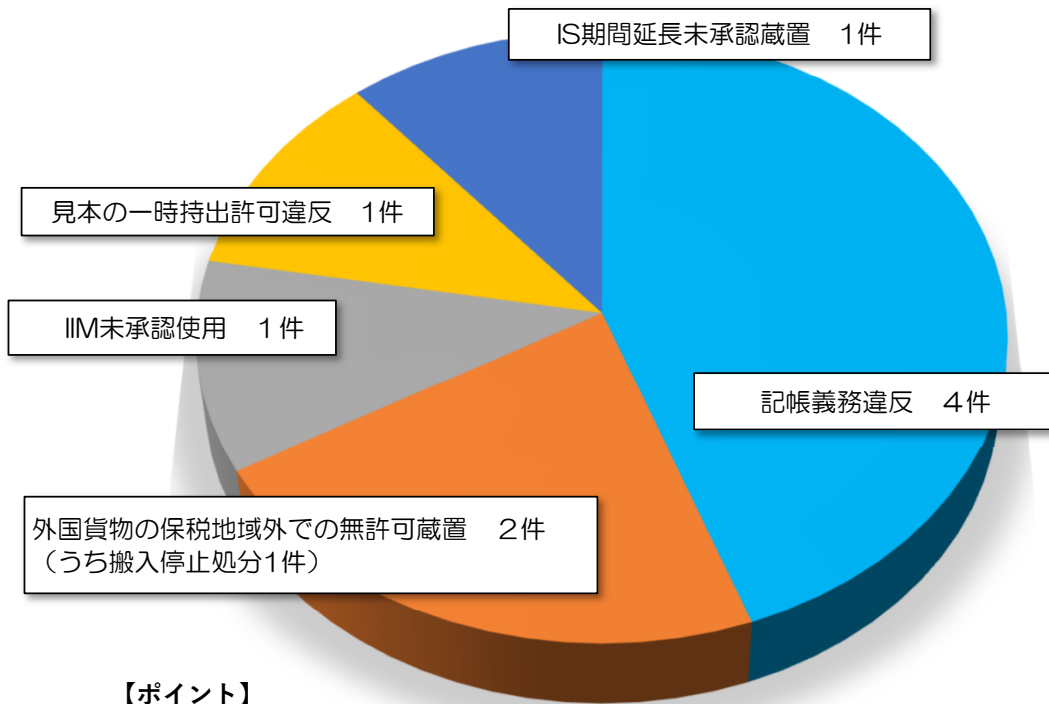
***処分になり得た件数（9件）**

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

1. 最近の保税非違の概要について

◆ 令和4事務年度 神戸管内における非違発生状況

非違件数：9件
(うち搬入停止処分：1件)



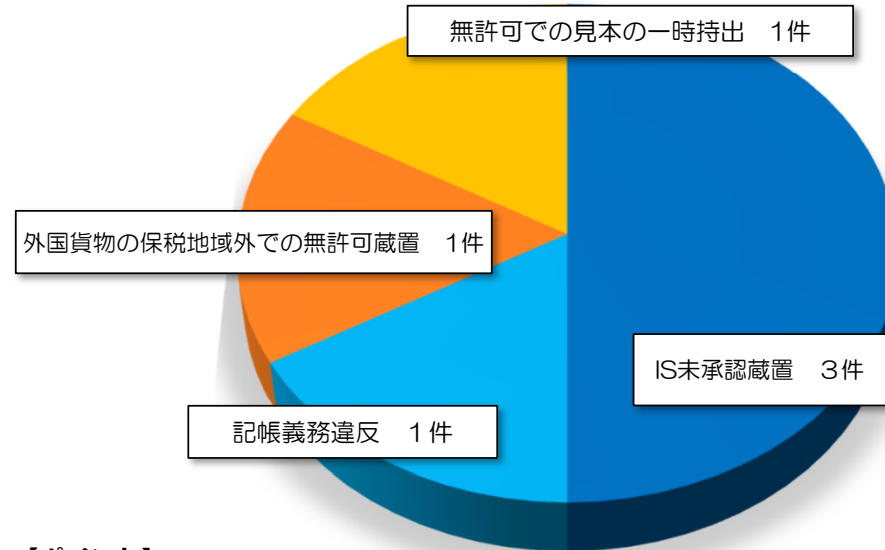
【ポイント】

保税非違発見の端緒

- 税関取締（検査等）によるもの：4件
- 倉主からの申し出によるもの：5件

(参考) 令和3事務年度 神戸管内における保税非違の概要

非違件数 6件



【ポイント】

保税非違発見の端緒

- 税関取締（検査等）によるもの：5件
- 倉主からの申し出によるもの：1件

1. 最近の保税非違の概要について

◆令和4事務年度の主な非違の概要

非違形態	非違等内容	責任の所在・原因	非違点数
外国貨物の保税地以外での無許可蔵置	保税蔵置場が満庫であり、外貨を蔵置するためには倉庫内の整理が必要であったところ、作業効率を優先し、 保税地域外であることを知りながら、貨物管理責任者の指示で保税地域外に貨物を蔵置したところ、保税取締職員に発見されたもの。	貨物管理責任者の安易な考えによるもの (故意)	基礎点数3点 加算点数①10点 加算点数20点 減算10点 13日間の搬入停止処分
記帳義務違反	税関検査にあたり検査指定票によらず 通関業者からの口頭連絡のみで貨物を搬出 したところ、検査部門職員に指摘されたもの。	総合責任者の関与 貨物管理の不備 ※搬入停止処分を受けてから1年を超え2年以内	基礎点数2点 加算点数①10点 加算点数②12点 減算10点 4日間の搬入停止処分
見本の一時持出許可違反	搬入管理担当者が、少量のサンプル品の見本持出については 事後に許可を受ければ良いと誤った解釈 をしていた事から、見本持出申請後の許可を確認しないままサンプル品の分析消費を行っており、保税業務検査で発覚したもの。	担当者の認識不足 チェック体制の不備	基礎点数2点 減算1点
IS期間延長未承認蔵置	当該蔵置場に蔵置中の蔵入承認を受けた外国貨物について、外国貨物を置くことができる期間の2年が経過しているにもかかわらず、 蔵置期間の延長申請手続きを失念したまま蔵置を続けていたものを発見し申し出てきたもの。	貨物管理責任者の関与 チェック体制の不備	基礎点数6点 加算点数①10点 減算8点

1. 最近の保税非違の概要について

◆保税処分の根拠法令

● 指定保税地域 ※関税法第41条の2（外国貨物の搬入停止等）

税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合はその役員を含む。以下この条において「貨物管理者」という。）又はその代理人、支配人その他の従業者が指定保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入れることを停止させることができる。（平成17年度制度改正）

● 保税蔵置場 ※関税法第48条第1項（許可の取消し等）

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

- 一 許可を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき。
- 二 許可を受けた者について第四十三条第二号から第十号まで（許可の要件）のいずれかに該当することとなったとき。

● 保税工場 ※関税法第61条の4（保税蔵置場についての規定の準用）

～略～ 第48条第1項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

1. 最近の保税非違の概要について

◆ 処分点数の算出方法（関税法基本通達48-1（1））

基礎点数（別表1）

届出・報告・記帳漏れ 2点

無許可/未承認 3点

※非違件数が10件以下の場合

（適用方法抜粋）

- 非違件数が10件を超える場合は、その超える件数10件まで毎に上記点数を加算する。ただし、基礎点数の合計は60点を限度とする
- 件数の算定にあたっては、原則としてB/L、AWB等を単位とする
- 1つの非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数が高い非違を採用
- 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出

<例>

未承認保税運送 7件・・・3点
 保税台帳未記帳 11件・・・4点
 無届出工事 1件・・・2点

加算点数（別表2）

① 関与者

被許可者（法人の場合はその役員）	30点
代理人、支配人、その他主要従業者	10点

② 前回処分からの年数（通知日以後）

搬入停止処分期間の末日まで	基礎点数の2倍+10点
1年を経過する日まで	基礎点数の1.5倍+10点
1年を超え2年を経過する日まで	基礎点数の1倍+10点
2年を超え3年を経過する日まで	基礎点数の0.5倍+10点

③ 前回非違からの年数（処分がなかった最後の非違から）

1年を経過する日まで	10点
1年を超え2年を経過する日まで	7点
2年を超え3年を経過する日まで	5点

④ 基本通達48-1（1）八（ハ）

非違が故意に行われたと認められる場合	20点
関税等のほ脱若しくは無許可輸出入が目的・それら事実の隠蔽	40点

減算

① 基本通達48-1（1）八（ニ）

非違が行われた旨の申し出があった場合は、**合計点数から1/2に相当する点数を減算**

※税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出た場合は減算しない

② 基本通達48-1（1）八（ホ）

直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、**10点を限度に減算**

※過去に同様の非違が行われた場合は減算しない



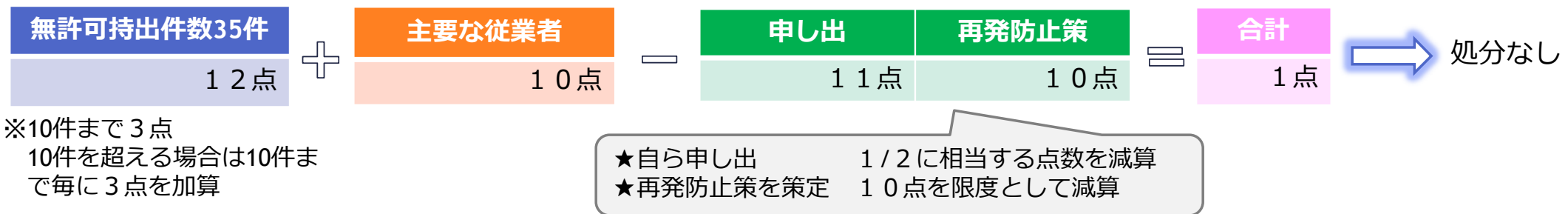
合計点数

10点以内	原則として処分なし
11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可の取り消し」
100点以上	原則として「許可の取り消し」

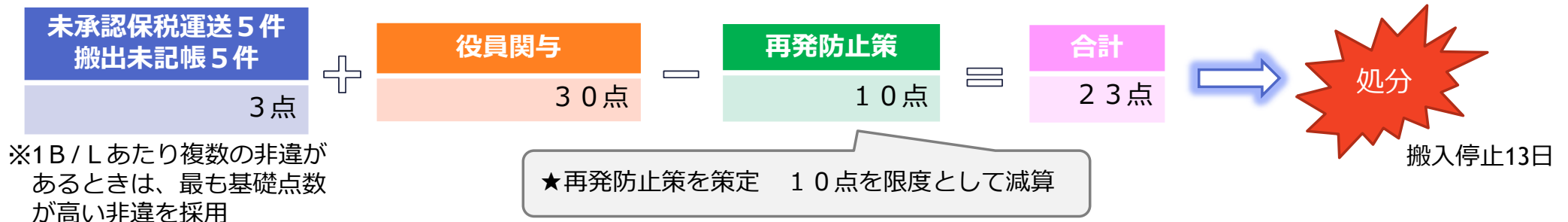
1. 最近の保税非違の概要について

◆処分点数の計算例

A社は包括で見本持出許可を取得してきたが、担当者である貨物管理責任者は、包括期間が経過しているにもかかわらず、見本の一時持出を継続的に行っていたところ、内部監査により発覚し、税関に申し出を行った。
 (無許可持出件数35件 主要な従業員の関与あり 自ら申し出 速やかに再発防止策を策定)



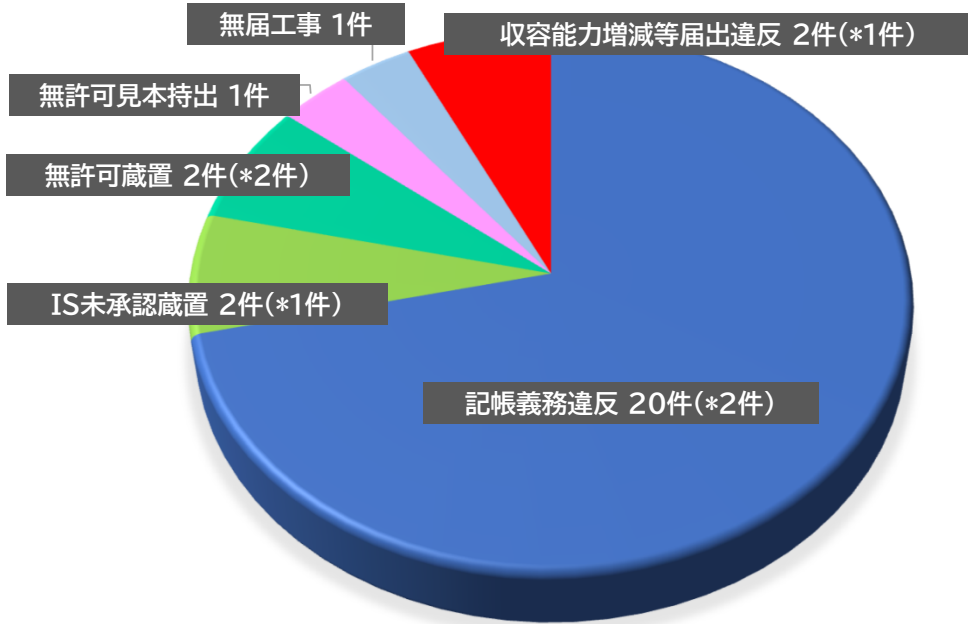
B工場は、保税作業により製造した製品を積戻しする際に、工場長（総合責任者：役員）の確認が杜撰であったことにより、承認を得ることなく船積港まで運送しており、搬出記帳も行っていなかったところ、保税業務検査において発覚した。
 (未承認保税運送5件 搬出未記帳5件 主要な従業員の関与あり 故意なし 速やかに再発防止策を策定)



1. 最近の保税非違の概要について

◆令和5事務年度（令和5年7月～令和6年1月）における全国保税非違の発生状況

非違件数：28件
(処分なし)



* 処分になり得た件数（6件）

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

※神戸税関管内における保税非違件数：1件（記帳義務違反）

◇主な非違内容

非違形態	非違概要
IS未承認蔵置 (申し出)	未通関の外国貨物について、担当者がIS承認を受けることを失念し、当初搬入日から3か月を超えて蔵置されていることが判明した。当該担当者は前任者から引継ぎを受け保税業務を担当しているが、今回の非違発生時には業務に習熟しておらずCPの理解についても十分ではなかったため蔵置期間の経過に気づくことができなかったもの。
記帳義務違反 (到着地からの通報)	輸入申告中の貨物が誤って搬出されたもの。当該保税地域において使用されている貨物管理システムへの入力漏れが判明し、輸入許可未済にもかかわらず当該システムでは貨物の搬出可能となっていたため、輸入許可済貨物と誤認し搬出させたもの。
貨物の収容能力増減等届出違反 (保税業務検査)	当該蔵置場は、1階から4階部分及び土地部分を保税蔵置場としていたが、保税業務検査において、保税蔵置場の利用状況を確認したところ、4階の保税エリアを第三者に転貸しているにもかかわらず、税関へ減坪届を失念していたもの。
無許可見本持出 (保税業務検査)	同じ敷地内にあり保税蔵置場である親会社に対して、成分分析のための見本を複数回持出していたが、敷地内がすべて保税地域とはなっておらず、見本持出許可が必要であったにもかかわらず、当該申請を行うことなく保税地域外に搬出していた。原因は過去からの慣行によるもので、担当者も持出先が保税地域であることから慣行について疑いを持っていなかった。

1. 最近の保税非違の概要について

◆近年の全国保税非違の傾向について

1. 全国処分等件数の推移

事務年度

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5上
許可取消	0	0	0	0	0	0	0
搬入停止	1	4	1	10	0	2	0
非 違	57	59	52	59	53	50	28
合 計	58	63	53	69	53	52	28

◎搬入停止処分の内訳

- ・記帳義務違反 8件
- ・無許可蔵置 1件
- ・未承認保税運送 1件
- ・両罰規定 8件



2. 非違態様別件数の推移

事務年度

非違態様	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5上
記帳義務違反	45 (8)	50 (10)	44 (3)	57 (5)	38 (1)	40 (4)	20 (1)
IS期間延長未承認蔵置	—	—	—	—	4 (0)	1 (1)	—
IS未承認	3 (3)	2 (1)	3 (2)	—	3 (3)	—	2 (0)
保税地域以外での無許可蔵置	—	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (1)	3 (2)	2 (0)
見本の一時持出許可違反	1 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (1)	3 (1)	1 (0)
貨物の収容能力増減等届出違反 無届工事	9 (0)	7 (3)	2 (2)	5 (1)	2 (0)	3 (0)	3 (0)
その他	—	2 (1)	—	4 (0)	2 (0)	2 (1)	—

- #### その他の非違態様
- ・IM未承認使用
 - ・工場許可行為違反
 - ・未承認滅却
 - ・未承認運送

注) カッコ内は神戸税関管内の件数

2. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可			
機能	外国貨物の積卸・一時蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	外国貨物の積卸・蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	保税作業（加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ）	展示場を使用 積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
許可期間		10年以内 （実務上6年）	10年以内 （実務上6年）	博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間	10年以内 （実務上6年）
蔵置期間	搬入から1ヵ月	・搬入から3ヵ月 ・最初に蔵入承認した日から2年 （延長可）	・搬入から3ヵ月 ・移入承認した日から2年 （延長可）	税関長が指定する期間	・搬入から3ヵ月 ・総保入承認した日から2年 （延長可）

2. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

1. 指定保税地域

指定保税地域に置くことができる期間は、**1カ月**とされている。これは、指定保税地域に**外国貨物**を1カ月以上置いていた場合、当該貨物を**税関が収容できる**ことになっており、この収容規定から1カ月とされている（関税法第80条）。

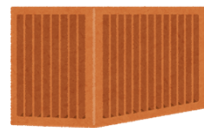


外国貨物の積卸・運搬・一時蔵置ができる**公共の場所**であり、**通関手続きを行う便宜のため**、関税行政上の必要に基づき設置されたもの（消極的保税地域）。

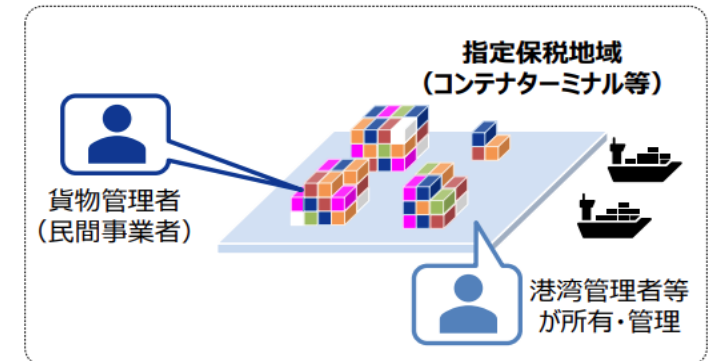
1カ月経過

早期搬出をしようよう

搬出



■ 指定保税地域のイメージ



※関税法第34条の2に規定する記帳義務等は、貨物管理者が負う

2. 保税制度について

【参考】 収容制度について

特定の外国貨物について、その所有者・占有者の意思に反して、**強制的に税関の占有に移す行為**で、その貨物に留置権や質権が設定されていても、収容処分には対抗できず、裁判上の仮差押又は仮処分によってもその執行を妨げられない（関税法第80条の2、第81条）。

収容貨物の範囲（関税法第80条第1項抜粋）

指定保税地域にある外国貨物で入れた日から**1カ月**を経過したもの

保税蔵置場にある外国貨物で入れた日から**3カ月**を経過し、IS、IMをしていないもの（※）

保税蔵置場にある外国貨物でIS後、**2年**を経過したもの（※）

他所蔵置の許可を受けた外国貨物で、**指定された期間**を経過したもの（※）

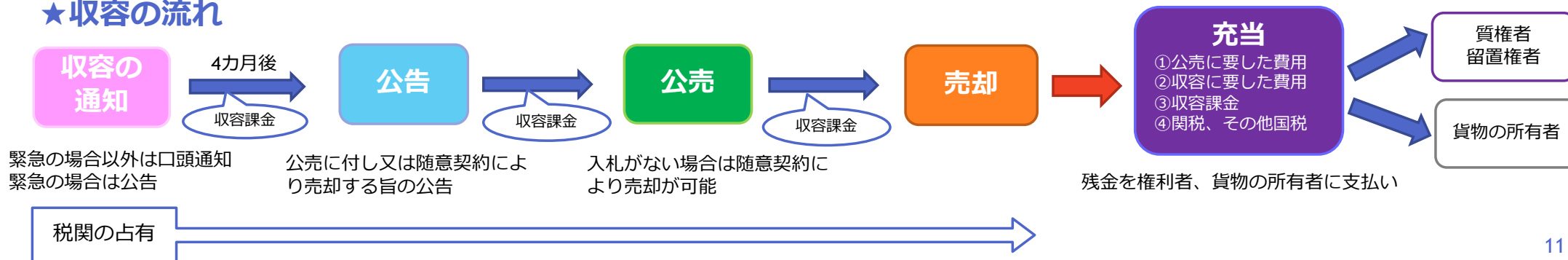
他

💡 保税地域にある**貨物**で、税関長の搬出命令（関税法第106条1号）を受けて、指定期間内に搬出されないものについても収容することができる（関税法第80条第6項）

内国貨物含む

（※）いずれも延長申請等していないもの

★収容の流れ



2. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

2-1. 保税蔵置場

保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に**保税蔵置場に置くことが承認された日から2年とする**。（関税法第43条の2）

貨物の長期蔵置が可能



貨物に対する輸入手続きの猶予という便宜を与えることにより、商工経営上の障害を除き又は利便を与え、もって貿易の振興に資するという経済的な目的を持つ（積極的保税地域）

承認を受けなければならない時期

保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から**3月を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、**・・・
（関税法第43条の3第1項）

3カ月



蔵入承認

2年を超えそう



延長（※）

申請書類が整わない・・・
申請が行えない・・・

蔵入承認を取らずに
延長（※）

【関税法基本通達43の2-2（抜粋）】

- ・積戻し又は国内に引き取ることが契約等で確定しており具体的な搬出予定がある場合
- ・市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合 等

【関税法基本通達43の3-5（要約）】

- ・所管官庁に対して他法令等の規定による許可、承認等の手続き中であること
- ・蔵入承認申請書の添付書類が輸入者の責に帰すべきでない理由により不備であること 等

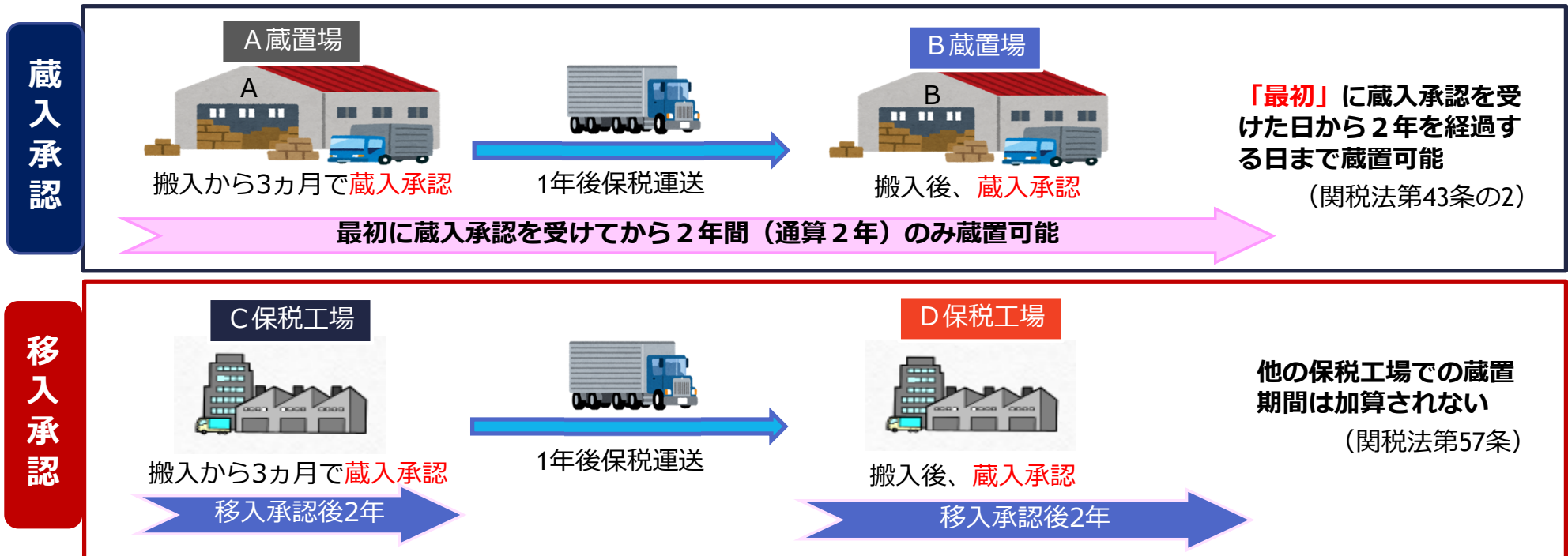
（※）要件は例示であり、規定されていない事由は保税部門に要相談



2. 保税制度について

◆外国貨物を置くことができる期間について

2-2. 保税蔵置場（蔵置期間の計算）



ちなみに・・・



それぞれの蔵置場で3カ月の蔵置が可能

2. 保税制度について

◆ 貨物の収容能力の増減・工事届

1. 貨物の収容能力の増減等（関税法第44条第1項）

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を**増加**し、若しくは**減少**し、又はその**改装**、**移転**その他の**工事**をしようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。

● 収容能力の増減等の一例

収容能力の増加

- 貨物量が増加したため、公道を挟んだ会社の空き地に外国貨物を置きたい
- 既存の蔵置場が満庫であり、敷地内に一時的に外国貨物を蔵置できる場所を確保したい

収容能力の減少

- 取引先との契約が満了し貨物量が減少したため、蔵置場の一部を転貸したい
- 公道を挟んだ自社の空き地を蔵置場としたが、他の用途に使用したい
- 蔵置場である一部のタンクを老朽化のため撤去したい

改装、移転その他の工事

- 保税蔵置場である冷凍倉庫の冷凍機を交換したい
- 保税蔵置場であるサイロの上部及び底部を開放し点検・清掃を行いたい
- 作業効率を上げるため、製造設備の一部を自動化する設備更新を行いたい

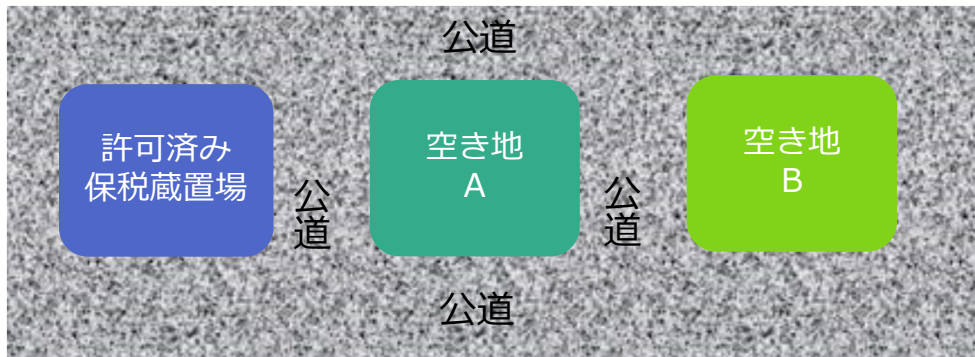
● 届出が不要な改装移転その他の工事（関税法基本通達44-3）

その工事の内容が**単なる補修工事**又は**これに類するもの**であって、その工事による保税蔵置場の**現状の変更が軽微な**ものであり、かつ、それにより保税蔵置場の**面積に変更がない**とき

2. 保税制度について

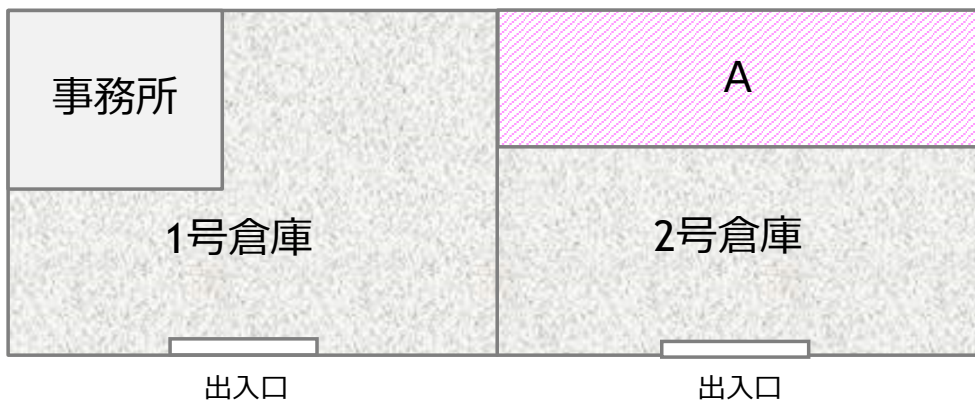
◆貨物の収容能力の増減・工事届

2. 具体的事例（関税法基本通達44-1（1）及び（2））



①公道を挟んだ増減坪

- 許可蔵置場の公道を隔てた『空地A』を増坪し、その後『空地A』から公道を隔てた『空地B』を増坪した場合、それぞれの届出は、に通達に合致し増坪は認められます。
- その後『空地A』を減坪した場合、残った許可済の蔵置場と『空地B』は通達に合致しません。よって『空地A』を減坪したい場合、『空地B』は新規許可を受ける必要があります。



②保税蔵置場の一部転貸による減坪

2号倉庫のA部分については、賃貸借契約により被許可者が管理出来ない場所となり、他社が2号倉庫に出入りすることになるため、引続き保税蔵置場として利用するにはセキュリティ等に問題があります。

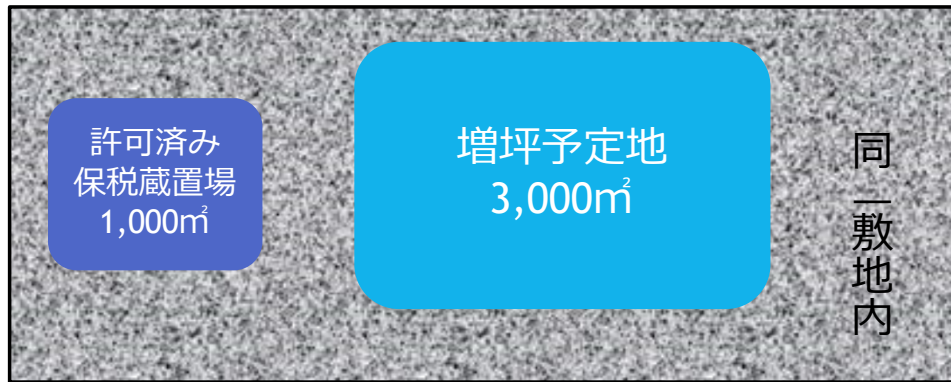
よって、減坪を行うには、

- 2号倉庫全体を減坪し内貨倉庫として使用する。
- 2号倉庫内で保税蔵置場部分とA部分との間に障壁を設置し、A部分の出入口を新たに設置する。

2. 保税制度について

◆貨物の収容能力の増減・工事届

2. 具体的事例（関税法基本通達44-1（1）及び（2））



③既存の保税蔵置場面積を超える増坪

申請に係る蔵置場が申請者の所有又は管理する場所の同一構内にある建設物その他の施設で、申請者が同一の蔵置場として管理するものであり、貨物管理に関する社内管理規定に変更をきたさないと認められる場合は届出による増坪が可能です。

ただし、当該増坪により、蔵置場所の区分が明確ではない、又は、外国貨物の保管設備が不十分であると税関が認めたときは、必要な措置を講じ、不十分な点を解消させたくうえで届出を行うこととなります。

3. 増減坪にかかる注意点

増坪の注意点

増坪を行う場所が、関税法基本通達43-1（3）に規定する要件（施設の要件）に充足しない場合や、蔵置場の区画が明確でない場所については、要件を満たすよう是正が求められます。（関税法第44条第2項）

減坪の注意点

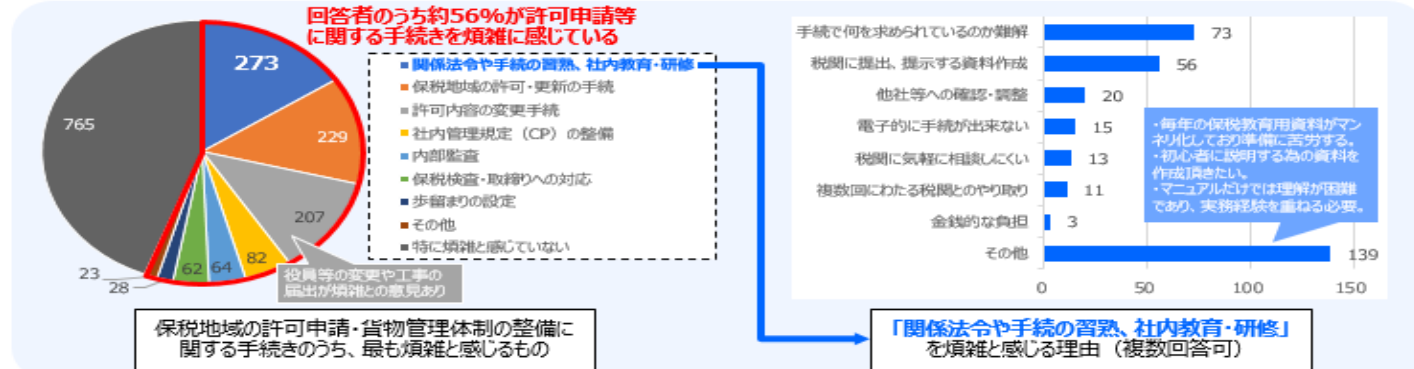
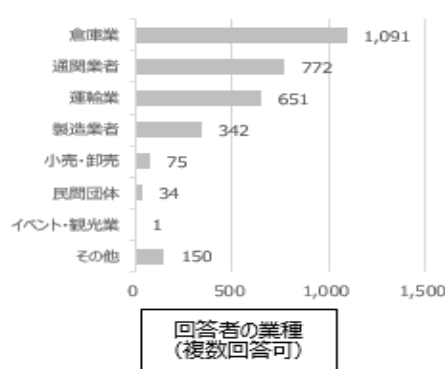
減坪を行う場合、減坪後の状態が関税法基本通達44-1（1）及び（2）に該当しなくなった場合は、新規許可を受ける必要があります。（関税法基本通達44-2（5））

保税制度に関するアンケート調査結果①

アンケート調査の概要

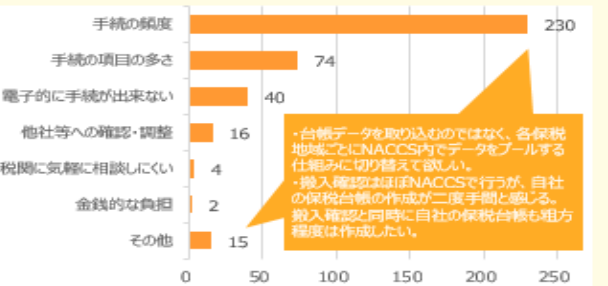
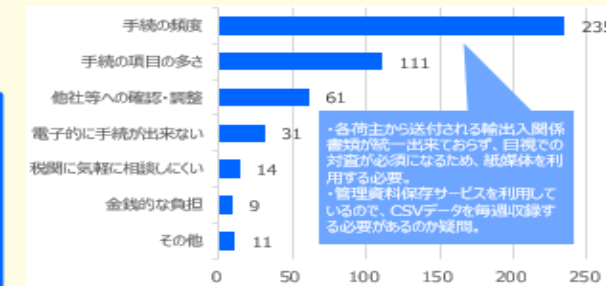
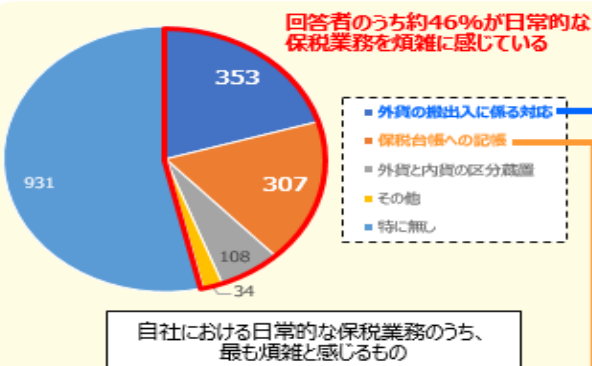
- 保税制度の活用促進や利便性向上を図る観点から、事業者の視点から見た制度・運用面の課題やニーズ等を把握するもの。
(実施期間：令和5年8月24日～令和5年9月22日)
- 回答者数：2,266者（保税地域の許可等を受けている事業者：1,733者、許可等は受けていないが制度に関心がある事業者等：533者）

① 保税地域の許可等を受けている事業者への主な質問と回答



保税地域の許可申請・貨物管理体制の整備に関する手続きのうち、最も煩雑と感じるもの

「関係法令や手続の習熟、社内教育・研修」を煩雑と感じる理由 (複数回答可)



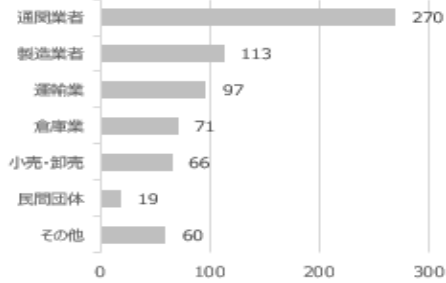
自社における日常的な保税業務のうち、最も煩雑と感じるもの

「外貨の搬出入に係る対応」を煩雑と感じる理由 (複数回答可)

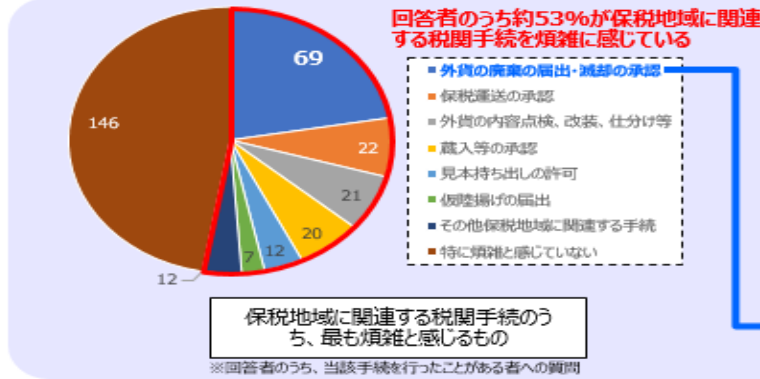
「保税台帳への記帳」を煩雑と感じる理由 (複数回答可)

保税制度に関するアンケート調査結果②

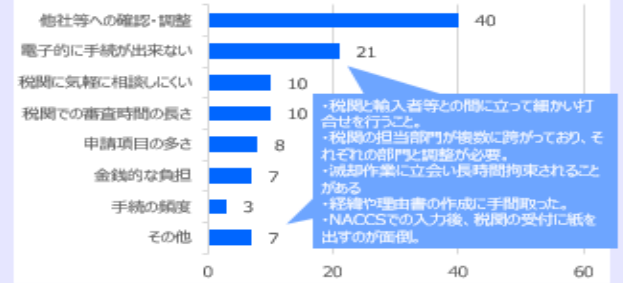
② 許可等は受けていないが制度に関心がある事業者等への主な質問と回答



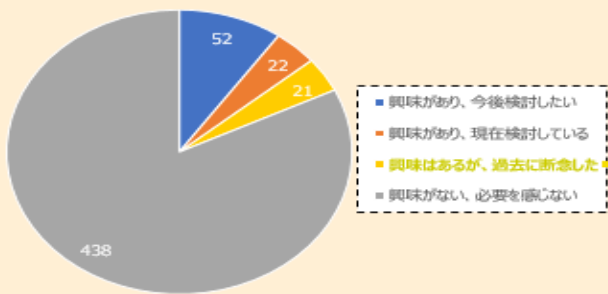
回答者の業種 (複数回答可)



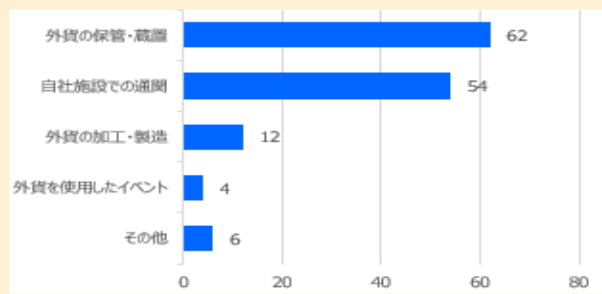
保税地域に関連する税関手続のうち、最も煩雑と感じるもの
※回答者のうち、当該手続を行ったことがある者への質問



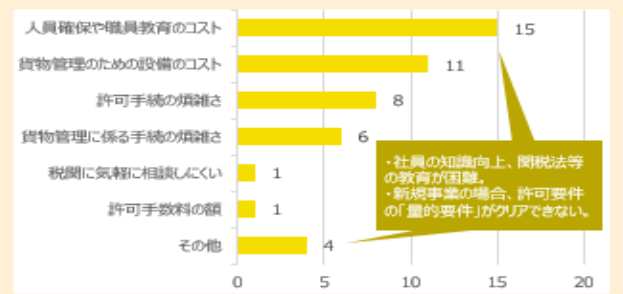
「外貨の廃棄の届出・減却の承認」を煩雑と感じる理由 (複数回答可)



保税地域の許可取得に興味があるか



保税地域で行いたいこと、行いたかったこと (複数回答可)
※回答者のうち、許可取得に興味があると回答した者への質問



保税地域の許可取得を断念した理由 (複数回答可)
※回答者のうち、「興味はあるが、過去に断念した」と回答した者への質問

アンケート調査結果まとめ

- 保税地域の許可申請・貨物管理体制の整備に関する手続きについては、倉主が自主的に実施する社内教育・研修に関して、**研修資料の準備や内容のマンネリ化への対応を求める声**が多くあがっている。その他、**役員等の変更や工事の届出が煩雑**（都度提出が必要であり手間がかかるなど）との意見もあがっている。
- 日常的な保税業務や保税地域に関連する税関手続については、**保税台帳に必要な情報を都度取り込む必要**があり手続きの頻度が負担になっていることや、（システムによる手続きは可能であるものの）一部**マニュアルでの対応が必要**であることについての意見があがっており、利用者目線で必ずしも利便性が高いとは言えない運用となっていると考えられる。
- また、保税地域の許可取得に興味があるものの、**人員確保や職員教育等の各種許可要件がネック**となり断念したとの意見もあがっている。

4. 保税業務検査等における非違事例及び原因



神戸税関監視部保税検査第1部門

ケース1

蔵入承認等の手続きをせず外国貨物を搬入から三月を超えて保管

◎非違概要

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳をNACCS民間管理資料を利用して記帳として代えているが、同社に対する保税業務検査が実施された結果、搬入日から三月を超えて蔵置している貨物が存在していたが、蔵入承認を受けることなく蔵置のうえ搬出（積戻し）していたことが判明した。

◎発生原因

- ・当初予定では三月を超えることなく積戻し予定であったが、担当者は本船スケジュール遅延によりCYへの搬入日程が延期となったことを確認せず、蔵入承認等をしなければならないことを失念したことによる。
- ・社内の確認体制として、貨物管理責任者から貨物担当者へ長期蔵置貨物に関する確認を行ったものの、担当者は通常の期限内のバンニング予定と思い込み、バンニング実施の有無を確認しないまま放置し搬出した。

違反行為

外国貨物を置くことの承認規定違反（関税法第43条の3第1項）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.1.④



- ★社内管理規定に基づき貨物管理責任者が確認を行っているが、事後状況の把握がされていなかった。
- ★バンニング予定との思い込みで確認しており、相互連携を含む社内チェック体制、基本動作等についての社内監査がしっかりと実施されていなかった。

ケース2

蔵入承認後2年を超えて蔵置

◎非違概要

A社保税蔵置場は貨物管理を自社システムで行っているが、A社はB社の蔵置場で蔵入承認を受けた後に保税運送されてきた貨物について、**A社保税蔵置場への搬入日を開始日として貨物管理をした結果、蔵入承認期間の延長等の手続きをとることなく、保税蔵置場に置くことができる期間（当初蔵入承認日から2年間）を超えて貨物を蔵置していたことが判明した。**

◎発生原因

同社の記帳担当者は、自社保税蔵置場で蔵入承認を受けた貨物については蔵入承認日をもって自社システムにて登録管理しているが、当該貨物はB社の保税蔵置場において蔵入承認を受けた後、保税運送によりA社保税蔵置場に搬入されたことから、**最初に蔵入承認を受けた日から起算すべきところをA社保税蔵置場に搬入した日を起算日として管理を行った結果2年を超えてしまった。**

違反行為

蔵入承認期間外蔵置（関税法第43条の2第1項）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.1.④



★法令解釈不足から当初蔵入承認日から通算する認識がなかった（自社システムでは搬入日以前に蔵入承認日を入力することが出来なかった）。

★社内研修、社内チェック体制、基本動作等についての社内監査体制がしっかりと実施されていなかった。

ケース3

税関の許可を受けことなく保税地域外に外国貨物を蔵置①

◎非違概要

A社保税蔵置場に対し保税業務検査が実施され、在庫貨物の確認を受けたところ、**外国貨物が保税地域外に蔵置されている**ことが判明した。

◎発生原因

- ・蔵置管理担当者及び搬入管理担当者は、保税地域以外の場所に外国貨物を置いてはいけないことを熟知していたが、保税運送により搬入される外国貨物であることを**現場作業員に周知徹底せず、保税地域内に搬入する指示をしていなかった。**
- ・搬入日から判明した日までに相当日数が経過しており、**在庫確認も疎かになっていた。**

違反行為

外国貨物を置く場所の制限違反（関税法第30条第1項）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.1.①



- ★外国貨物の搬入時の対査確認を確実に実施せず、現場作業員に対する指示も徹底されていなかった。
- ★搬入日から相当日数が経過し、在庫確認も疎かになっており、貨物管理が出来ていなかった。
- ★社内研修等、社内チェック体制、基本動作等についての社内監査体制が実施されていなかった。

ケース4

税関の許可を受けることなく保税地域外に外国貨物を蔵置②

◎非違概要

B社保税蔵置場の総合責任者は、同保税蔵置場に蔵置していた外国貨物の検品作業を行おうとしたが、蔵置場が満庫状態でその場での検品ができなかったことから、同社従業員Xに、同じ建物の**保税蔵置場の許可を受けていない場所に貨物を移動させ検品作業を行うよう指示した**。Xはその指示に従い作業を行っていたところ、保税巡回中の税関職員に発見された。

◎発生原因

総合責任者は、保税地域以外の場所に外国貨物を置いてはいけないことを知っていたが、「**すぐ戻せばよいだろう。**」と**安易に考え、Xに指示し、保税地域以外の場所において検品作業を行わせた。**

違反行為

外国貨物を置く場所の制限違反（関税法第30条第1項）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、
関税法基本通達48-1別表1.1.①

★総合責任者の法令順守意識の低下。

※本事例においては、被許可法人の役員（代表取締役）が総合責任者として登録されており、当該社員が直接関与していたことから、関税法基本通達48-1別表2.①.Aにより処分点数に30点の加算がなされ、搬入停止処分を受けた。



ケース5

見本持出確認登録未登録に係る記帳義務違反

◎非違概要

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳をNACCS民間管理資料を利用して記帳として代えているが、同社に対する保税業務検査が実施された結果、**NACCSでの「見本持出確認登録業務（MH0業務）」に係る登録を行っておらず、複数件が未記帳状態**であることが判明した。

◎発生原因

- ① 記帳担当者は、人事異動の際に前任者から見本持出しに関するNACCS登録作業の引継ぎを受けておらず、**保税台帳の法定記帳項目の知識も乏しかった結果、見本持出しの際何らNACCSへの登録を行わず、結果的に保税台帳が未記帳の状態**となっていた。
- ② 記帳担当者は、見本持出しの際にNACCSの登録は熟知していたものの、**他の業務が輻輳しており、登録を失念**していた。



違反行為

記帳義務違反（関税法第34条の2）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.2.②

- ★①社内管理規定に基づいた業務運営がなされておらず、社内研修等がしっかりと実施されていなかった。
- ★②業務輻輳を理由に社内管理規定に基づいた基本動作がしっかりと行われていなかった。
- ★①、②社内研修、社内チェック体制、基本動作等についての内部監査がしっかりと実施されていなかった。

ケース6

見本持出許可未確認による持出違反

◎非違概要

当該貨物管理者はNACCS（MHA：見本持出許可申請業務）により外国貨物の見本の一時持出許可申請を行うも、**税関による審査終了（MHE：見本持出許可申請審査終了）を経ることなく、許可未済のまま保税地域から引き取っていたことが、当該審査担当職員からのその後の問い合わせにより発覚したものの。**

◎発生原因

担当者は社内管理規定で定められた手順通りではなく**許可書の確認を怠ったうえ、申請後は直ちに許可になると保税業務の認識不足**から発生したものである。

違反行為

見本の未許可持出（関税法第115条の2第6号）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.1.②

- ★倉庫担当者、業務（通関）担当者の相互けん制が不十分となっていた。
- ★社内管理規定で定められた手順どおりに業務を行っていなかった。
- ★内部監査人の監査が形骸化していることが判明した。



ケース7

NACCS民間管理資料収録漏れによる記帳義務違反

◎非違概要

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳をNACCS民間管理資料を利用して記帳として代えているが、同社に対する保税業務検査が実施された結果、**NACCS民間管理資料の取得漏れにより、輸出許可貨物複数件について記帳がされていなかったことが判明した。**

◎発生原因

- ・ A社ではNACCS民間管理資料の取得日（毎週水曜日）を設けて定期的に取り込みを行ってきたが、ある取得予定日に**管理資料の取得を失念**していた。
- ・ 記帳担当者は、取得漏れをした管理資料は1週間後の翌取得日にまとめて配信されるとの思い込みから、翌取得日には管理資料の通常取出しのみを行い、必要であるはずの再取出しを行わなかった。また、通常取出しによって**取得した管理資料の内容の確認も行っていなかった。**

違反行為

記帳義務違反（関税法第34条の2）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.2.②

★社内で定めたNACCS民間管理資料取得日における取得を失念し、取得漏れがあった場合のNACCS業務（※再取出し業務）についての誤った認識があった。また、取得した同管理資料の内容を確認していなかった。

※管理資料の通常取出しは、配信日を含め7日間（土日祝日を含む）の保存期間中に一度のみ可能。

※7日間経過後は、管理資料情報の再取出にて取得（配信日を含めて62日間）。保税管理資料保存サービス利用者は5年間保存。

★社内研修、社内チェック体制、基本動作等についての内部監査がしっかりと実施されていなかった。

ケース8

貨物の取り違いによる輸入許可前貨物の誤搬出に伴う未承認保税運送

◎非違概要

- ・航空貨物を取り扱うA社保税蔵置場は、航空機から卸された2つのMAWBにかかる貨物（計100PK）を搬入する際、**双方の貨物1PKがそれぞれ他方のMAWB貨物に混入する形で蔵置した。**
- ・その後、一方のMAWB貨物について、現物確認不十分のまま他所向けに保税運送で搬出された。結果的に混入していた他方のMAWB貨物1PKについては、適正な**搬出記帳がされず、保税運送承認を受けることなく発送**されていることが運送先で判明した。

◎発生原因

- ・同社の搬入・搬出管理担当者は貨物の**搬入・搬出時に貨物の個数を確認するも、外装に表示されていたMAWB番号等を確認していなかった。**
- ・**在庫貨物確認業務が不十分**であり、他の貨物の混入に気付くことができなかった。

違反行為

記帳義務違反（関税法第34条の2）、保税運送承認違反（関税法第63条第1項）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.1.⑪



- ★搬出入時の個数、外装、MAWB番号等の基本的なチェックが不十分であった。
- ★社内管理規定に基づく在庫確認時のチェック事項が確実に実施されていなかった。
- ★社内チェック体制、基本動作等についての社内監査がしっかりと実施されていなかった。

ケース9

事前に税関に届出ることなく保税地域の工事を行った

◎非違概要

A社保税蔵置場に対して保税業務検査が実施され、保税蔵置場の建屋の改修工事の内容について確認されたところ、**収容能力の増減等があり、事前に税関に対して工事届等の提出が必要**であるが、届出していなかったことが判明した。

◎発生原因

- ・総合責任者は工事届の提出の必要性を認識していたものの、保税業務については**担当者にすべて任せており、工事届等の提出については担当者へ明確な指示を行っていなかった。**
- ・担当者も業務が繁忙を理由に税関への工事届等を失念していた。

違反行為

貨物収容能力増減等の届出違反（関税法第44条第1項）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.2.③



- ★総合責任者が担当者に任せきりであり、保税業務の重要性の認識がなかった（許可面積変更）。
- ★社内研修等が実施されておらず、社内チェック体制、社内監査体制がしっかりと実施されていなかった。

ケース10

イレギュラー事案への不適切対応

◎非違概要

A社保税蔵置場は、NACCSを用いて保税業務処理を行っているが、貨物の搬出入や取扱いに係る保税台帳への記帳についてはマニュアル台帳にて管理している。A社保税蔵置場に対し、保税業務検査が実施され、過去1年間における保税台帳の記帳事項について検査を受けた結果、**保税運送により同保税蔵置場から搬出された外国貨物3件に係る搬出記帳がされていなかったことが判明した。**

◎発生原因

同蔵置場では、自社貨物の取扱いがほとんどであり、保税業務については法令知識ではなく、同蔵置場で作成した手順書に依存する形で行っていた。そのため、同蔵置場ではイレギュラーであった他社蔵置場に向けての搬出及び保税運送の際には、NACCS業務「搬出確認登録業務（BOA業務）」を行ったのみで、**その後のマニュアル台帳としての管理（マニュアル台帳への記帳）が必要との認識がなかった。**

違反行為

記帳義務違反（関税法第34条の2）

適用法条

関税法第48条第1項第1号、関税法基本通達48-1別表1.2.②



日頃の恒常的な保税業務について、担当者は手順書のみを参照しており、社内管理規定に基づく基本的な事項を把握していなかったため、イレギュラーな事案について適切な対応ができなかった。
貨物管理責任者による事後確認が不十分。

ご注意！！

こんなこと…ありませんよね？

- 通関担当から見本持出の依頼があったため、許可済みと**思い込み**そのまま見本を持ち出した。
- 荷捌きのため倉庫の外に**うっかり**仮置きしたままにしまい、貨物が積み残しとなった。
- **いつもの**N/M貨物であったため品名と個数のみで確認したところ型番違いの同品名、同個数貨物だった。
- 搬出作業で今までミスがなかったため、**大丈夫だろう**と二重チェックを怠り他の貨物を搬出した。
- 恒常的な輸入貨物のため許可書を**確認することなく**搬出したら、申告中の貨物であった。

- ・ 思い込んだのはなぜ？
うっかりは「慣れ」のせい？
- ・ 「いつも」は「いつもではない」
- ・ 「大丈夫だろう」の落とし穴
- ・ 手順を惜しまない



- ・ 「思い込み」や「うっかり」をそのままにしない（なぜそう思ったかを考える）
- ・ 「いつものこと」だからこそ基本どおりに
- ・ 一人の大丈夫より複数の大丈夫を
- ・ 決められた手順こそ一番の危険回避



具体的な原因（人、手順、仕組み）を明らかにし、そこから見えた対策を組織全体、担当者全員で共有するとともにこれからも起こり得る事案として認識する。